

C. 総合評価

本研究事業における基礎・臨床的な研究成果により老年医学及び高齢者医療の進展がみられ、また、介護や看護技術、保健福祉政策及び社会科学的側面においても研究成果がその前進に大きく寄与してきた。今後とも高齢者の保健・医療・福祉の全般にわたり本研究事業が重要な役割を果たすことが期待される。

また、介護制度改革を含む社会保障制度改革により、今後の高齢者保健福祉に係る制度の見直しが行われることになる。また、「健康フロンティア戦略」において、老化機構の解明、介護予防や痴呆・骨関節疾患、介護支援器機の開発に係る研究開発の推進が提唱されている。これらを円滑に実施するため、行政施策や医療・介護現場のサービス提供への応用が可能な研究に重点投資しつつ、高齢者の保健・医療・福祉に関する研究開発を今後とも推進していく必要がある。

6) 子ども家庭総合研究事業

6-1) 子ども家庭総合研究領域

事務事業名	子ども家庭総合研究経費
担当部局・課主管課	雇用均等・児童家庭局 母子保健課
関係課	大臣官房厚生科学課

A. 研究事業概要

(1) 関連する政策体系の施策目標

基本目標 1 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 2	研究を支援する体制を整備すること
	厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

(2) 事務事業の概要（継続）

心身ともに健やかな子どもの育ちを支援する社会基盤を整備し、乳幼児および生涯を通じて女性の健康を守るために効果的かつ効率的な母子保健サービスの提供に資する総合的研究を推進する。世界で最も少子化が進んだわが国の最近の社会状況を見据え、児童を取り巻く社会環境の変化やこれらが児童に及ぼす影響について検証し、適切な対応を行うための政策提言型研究に取り組むことにより、次世代育成支援を推進し、子ども家庭福祉の向上に資することを目的として本事業を実施する。

本事業においては、このような観点から、母子保健・児童福祉施策を講じる上で必要な

基盤研究について公募を行い、専門家及び行政官による評価に基づき採択された研究課題に対して補助金を交付している。また、研究により得られた成果については、行政施策に適切に反映されている。平成15年度終了課題の成果の定量的評価においては、本事業の研究あたりの施策への反映件数は、全厚生労働科学研究事業中トップレベルであった。

(3) 予算額（単位：百万円）

H13	H14	H15	H16	H17
648	798	698	738	(未確定)

(4) 趣旨

- 施策の必要性と国が関与する理由

わが国は、先進国の中でも最も少子化の進んだ「超少子化」国であり、急速な少子化の進行が社会や経済、国の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらしている。このような危機的な状況を克服し、健康で活力ある社会を実現させるためには、わが国の将来を担う子どもの心身の健やかな育ちを支援する社会基盤を早急に強化することが不可欠である。「子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会」をつくるために、国が次世代育成支援施策を効果的に推進するための基盤として、子どもの心身の健やかな育ちを継続的に支えるための母子保健・児童家庭施策の基礎となる知見の集積、介入方法の開発やその評価体系の確立を含む、実証的かつ成果の明確な総合研究を推進する必要がある。

- 期待される成果

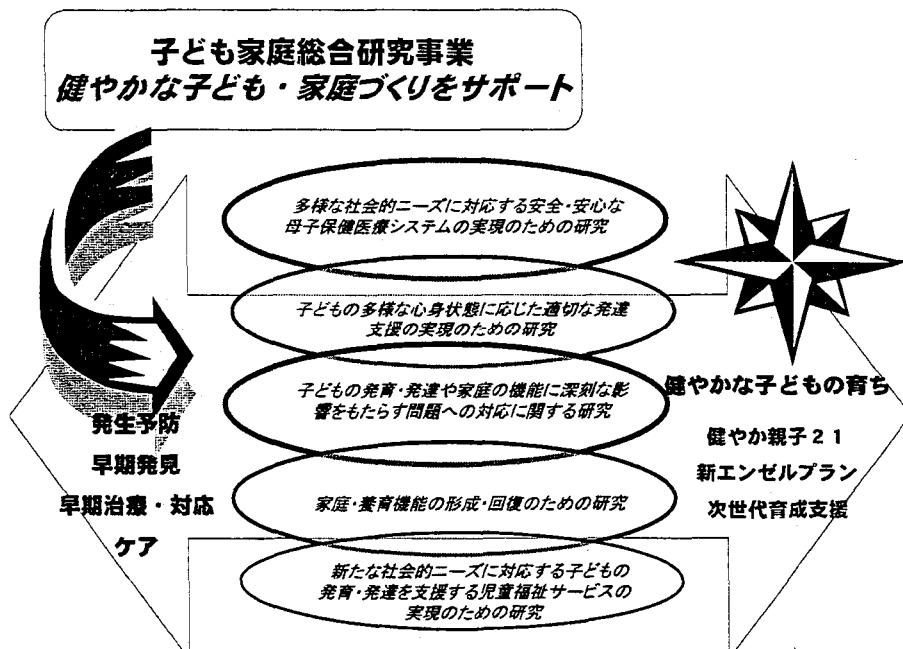
本事業においては、社会的関心及びニーズの高い「子どもの心の問題」、「児童虐待」や「小児医療」などへの取り組みを行っており、母子保健医療や児童家庭福祉における「健やか親子21」や「新エンゼルプラン」などの国の重点課題・施策に応える研究成果が期待されている。次世代育成支援を総合的に推進するため、ライフステージの各段階に応じて必要な施策を組み合わせ、「健やかな子どもの心身の育ち」を支援する家庭機能の形成・回復に向けた施策の推進、小児慢性疾患や乳幼児の障害への適切な医療・福祉的支援、児童家庭福祉サービスの質の向上に資する研究成果が期待される。特に、今後、次のような具体的な研究成果が期待される。

- ① 「子どもの多様な心身状態に応じた適切な発達支援」の観点から、子どもの心の健全な発育のための環境整備方策、軽度発達障害児の早期発見と対応システムの開発、胎児期の低栄養状態と児の将来的な生活習慣病発症のリスク解明とリスク低減方策
- ② 「多様な社会的ニーズに対応し、かつ安全で安心できる母子保健医療システムの実現」の観点から、小児科・産科医療の具体的な今後の体制整備計画の基礎
- ③ 「子どもの発育・発達や家庭の機能に深刻な影響をもたらす課題への対応」の観点から、虐待を受けた子どもの心身の健康影響を評価する手法や相談・支援システムの開

発、ドメスティック・バイオレンス被害者の自立支援のためのガイドライン

- ④「家庭・養育機能の形成、機能回復の対策の推進」の観点から、産後うつの予防や母子の愛着形成支援のための周産期母子精神保健ケア手法の開発、虐待の起きた家庭の家族再統合に関する支援プログラムの開発
- ⑤「新たな社会的ニーズに対応し、子どもの発育・発達を確保できる児童福祉サービスの実現」の観点から、虐待を受けた子どもへの家庭的養護システムの開発や虐待による重症症例に対する総合的治療システムの開発
- 前年度の総合科学技術会議および科学技術部会での評価に対する取り組み
より一層効果的な総合研究事業の確立を目指し、次の領域に重点を置いた課題設定を行うこととしている。
 - ①子どもの多様な心身状態に応じた適切な発達支援
 - ②多様な社会的ニーズに対応し、かつ安全で安心できる母子保健医療システムの実現
 - ③子どもの発育・発達や家庭の機能に深刻な影響をもたらす課題への対応
 - ④家庭・養育機能の形成、機能回復の対策の推進
 - ⑤新たな社会的ニーズに対応し、子どもの発育・発達を確保できる児童福祉サービスの実現
- また、研究事業の運営に当たっては、評価主義を一層徹底させ、期待される成果の明確化、成果目標の到達度などを考慮して研究継続及び新規課題の採択を実施。

(5) 事業の概略図



2. 評価結果

(1) 必要性

本研究事業は、子どもの心身の健康確保、母子保健医療体制の充実、多様な子育てサービスの推進、児童虐待への対応など、多様な社会的課題や新たなニーズに対応する実証的な基盤研究を行い、母子保健医療・児童家庭福祉行政の推進に大きく貢献しており、研究あたりの実際の行政施策への反映件数も非常に高い。少子化対策や次世代育成支援の効果的推進の基盤となる知見を集積し、対応方策を提言することが求められ、今後一層重要な研究事業となるものと認識される。

(2) 有効性

本研究事業においては、研究班を構成する研究者から幅広い全国的及び国際的情報・データが収集されており、これら知識を集約した先導的な研究を効率的に進めることが可能である。研究評価方法については、外部の専門評価委員で構成される評価委員会が多角的な視点から評価を行い、その結果に基づいて研究費の適正な配分が行われており、効率的に事業を進めている。研究事業全般を通じた成果主義の徹底を目指していることも評価に値する。

(3) 計画性

子どもを取り巻く社会、家庭環境の変化により、取り組むべき課題も変化し、多様化してきているが、本研究事業においては、「健やか親子21」、「新エンゼルプラン」、「次世代育成支援対策推進法」などに基づく次世代育成支援の推進をはじめとして、その時代の行政的課題の解決及び新規施策の企画・推進に資する計画的な課題設定が行なわれている。また、行政ニーズに即応した検証研究及び政策提言型研究により汎用性のある成果が得られており、今後の研究成果も期待される。

(4) 効率性

本研究事業においては、子どもの健康確保と母子医療体制等の充実、多様な子育て支援サービスの推進、児童虐待への対応などの要保護児童対策などの充実等、母子医療保健及び児童家庭福祉に係る行政施策の推進に資する基盤的研究を実施しており、新たな社会的課題やニーズに対して、具体的かつ施策への実際的応用が可能な研究成果が得られているところであり、総じて本研究事業の目標達成度は高いものと評価される。

(5) その他

該当なし

C. 総合評価

先進国の中でも最も少子化の進んだ「超少子化」国であるわが国においては、急速な少子化の進行が社会や経済、国の持続可能性を基盤から揺るがすことも憂慮されている。このような危機的な状況を克服し、健康で活力ある社会を実現させるためには、「子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てるに喜びを感じることができる社会」の社会基盤の整備を効果的に推進することが急務であり、子どもの心身の健やかな育ちを継続的に支えるための母子保健・児童家庭施策の基礎となる知見の集積、介入方法の開発やその評価体系の確立を含む、実証的かつ成果の明確な総合研究を推進する子ども家庭総合研究事業の必要性は極めて高い。本事業においては、これまでに、研究成果を継続的に行政施策に適切に反映しており、平成15年度終了課題の成果の定量的評価においては、本事業の研究あたりの施策への反映件数は、全厚生労働科学研究事業中トップレベルであったことは注目される。

子どもを取り巻く社会、家庭環境の変化により、取り組むべき課題も急激に変化し、多様化してきているため、本研究事業においては、「健やか親子21」、「新エンゼルプラン」、「次世代育成支援対策推進法」などに基づく次世代育成支援の推進をはじめとして、その時代の行政的課題の解決及び新規施策の企画・推進に資する計画的な課題設定が行われている。今後、このような時代のニーズの変遷を先取りした、一層包括的な検証研究及び政策提言型研究により汎用性のある研究成果が期待される。

6-2) 小児疾患臨床研究領域

事務事業名	小児疾患臨床研究経費
担当部局・課主管課	医政局研究開発振興課
関係課	

A. 研究事業概要

(1) 関連する政策体系の施策目標

基本目標 1 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 2	研究を支援する体制を整備すること
	厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

(2) 事務事業の概要

事業内容（継続）

現在、小児科領域の現場では、医薬品の7割～8割が小児に対する適用が確立されてい

ない状況で使用されている。小児疾患のように企業が開発し難い疾患分野にあっては、行政的にその研究を支援していく必要があり、根拠に基づく医療（E B M = Evidence Based Medicine）の推進を図るため、倫理性及び科学性が十分に担保された質の高い臨床試験の実施を目指す必要がある。

このような状況をふまえ、本研究事業は、小児科領域における倫理性及び科学性が十分に担保された質の高い臨床試験を実施し、根拠に基づく医療（E B M）の推進を目指している。さらに、平成17年度からは、当初からの事業内容に加え、小児への適応が未確立な医薬品について、安全性・有効性の確認、用法・用量の検討・確立等を内容とする研究事業を行うこととし、小児科領域の標準的医療技術の確立及び医薬品の適正使用の推進を目指す。

(3) 予算額（単位：百万円）

H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
	2 4 0	1 9 9	1 9 4	(未確定)

(4) 趣旨

● 施策の必要性と国が関与する理由

現在、小児疾患に関しては、医薬品の7割～8割が小児に対する適用がなく、医療の現場では適応外使用がなされているのが現状である。小児疾患のように企業が開発し難い疾患分野にあっては、行政的にその研究を支援していく必要があり、根拠に基づく医療（E B M=Evidence Based Medicine）の推進を図るため、倫理性及び科学性が十分に担保された質の高い臨床試験の実施を目指す必要がある。

● 他省との連携

研究の進捗に応じて、必要があると認められた場合には、関係各省との連携について検討する。

● 期待される成果

これまでに、鎮痛・鎮静薬や抗腫瘍薬について用法・用量、有効性、安全性等について評価を行い、医師主導型治験を実施するための標準業務手順書を作成する等の成果が得られ、これにより医師主導による治験の実施が可能となる等の成果を挙げているところである。

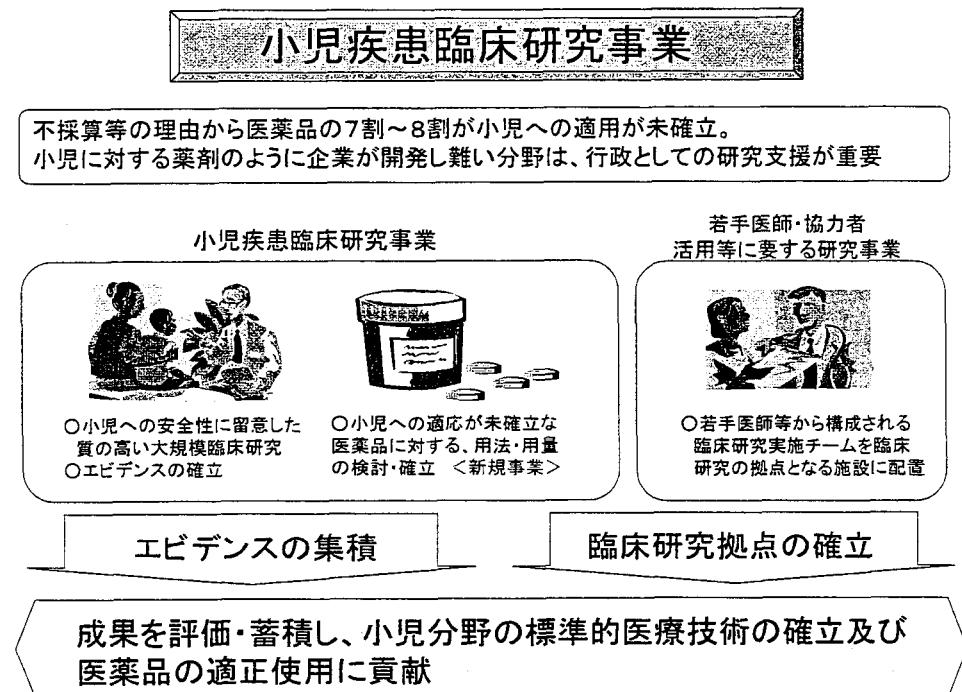
海外に比べ日本の治験環境は、スピード、費用、質の面で劣っているという指摘があるが、本研究事業を実施することにより、臨床試験の成果を評価・蓄積し、小児疾患分野について根拠に基づく医療（E B M）の推進が図られ、小児分野の標準的医療技術の確立及び医薬品の適正使用に貢献することが期待される。

● 前年度の総合科学技術会議および科学技術部会での評価に対する取り組み

本研究事業は、外部委員により構成される評価委員会において、新規採択課題につい

ては、研究者への研究課題の周知徹底、適切な事前評価を実施することにより、レベルの高い研究課題を採択するとともに、継続課題に対しては、中間・事後評価を厳正に実施することにより、質の高い研究を継続させることとする。

(5) 事業の概略図



B. 評価結果

(1) 必要性

現在、小児疾患に関しては、医薬品の7割～8割が小児に対する適用がなく、医療の現場では適応外使用がなされているのが現状である。小児疾患のように企業が開発し難い疾患分野にあっては、行政的にその研究を支援していく必要があり、根拠に基づく医療（EBM=Evidence Based Medicine）の推進を図るために、倫理性及び科学性が十分に担保された質の高い臨床試験の実施を目指す必要がある。

(2) 有効性

厚生労働省においては、本研究事業について、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を踏まえ、本研究事業に関する評価指針を策定し、小児疾患に係る根拠に基づく医療（EBM）の実現を図るために、研究課題を専門家等により、厳正に評価（事前評価、中間・事後評価）を実施しているところである。